

平成30年 第8回

苓北町農業委員会総会会議録

平成30年第8回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成30年8月7日(火)
午前9時30分から午前10時17分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者
(農業委員)

1番 塚田 修彦	2番 平田 秀夫
3番 坂西 庄三	4番 山下 正道
5番 小野 三幸	6番 大仁田 金次
7番 岡村 貞夫	

4. 本日の欠席委員(1名) 平田秀夫

5. 議事日程

日程第1.	議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2.	議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3.	議案第76号 農用地利用集積計画の認定について
日程第4.	議案第77号 苓北町農業協同組合の「農地利用円滑化事業規定」の変更について
日程第5.	議案第78号 非農地判断について
日程第6.	その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

局長補佐 瀬形茂 主事 酒井俊和

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

おはようございます。

開会の前に、7月23日に開催しました、町長と認定農業者の座談会には、お忙しい中多数ご出席頂き、ありがとうございました。認定農家からたくさんの意見をいただき、盛会のうちに終了することができました。農業委員会は毎年1回以上、農家との座談会を開催し、意見を聴くようになっていきますので、今後も要請があった場合は、参加くださるようよろしくお願いいたします。

本日、野田事務局長は臨時議会のため欠席でございます。

それでは、只今から平成30年第8回の農業委員会総会を開会致します。

まずは岡村会長からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、おはようございます。

毎日猛暑が続いております。体調にはくれぐれもご自愛くださいませ。先月の総会は病気入院のため欠席させて頂き、誠に申し訳ありませんでした。体調も順調に回復して現場復帰も間近と考えております。皆様のご指導ご協力を重ねて御礼申し上げます。本日の審議もよろしく願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は平田委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、3番の坂西庄三委員さんと4番の山下正道委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。平成30年8月7日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町富岡の田1筆、面積は、648㎡です。

場所については、4ページから5ページに図示しております。町道春の迫線沿いの右側で、春の迫公民館付近になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

岡村会長

はい。本件につきましては、私が担当委員となっておりますので、後ほどご説明を申し上げます。売買による所有権移転、経営規模を拡大ということでございます。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

議長

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議長

続きまして、整理番号2の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、6ページをお開き願います。整理番号2の案件について説明いたします。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件の表示は、7ページに別表として記載のとおりです。苓北町志岐の田、5筆 計8,099㎡、畑、4筆 計2,358㎡。合計 9筆 10,457㎡です。

場所については、8ページから11ページに図示しております。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するため、後継者への経営移譲です。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2につきまして贈与による所有権移転、経営規模の拡大となっております。ご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田委員

はい。今ご説明のとおり。申請人の譲渡人と譲受人は、親子の関係でございます。贈与と言うことでございます。全てのお父さんの田・畑を息子さんに譲ると言うことでございます。よろしく願います。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

議長

無いようでございますので、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可することに致します。

議長

続きまして、日程第3. 議案第76号 農用地利用集積計画の認定について議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、12ページをお開きください。日程第3、議案第76号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。平成30年8月7日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

13ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が13件ございます。

面積は畑13筆3,151.36㎡、計3,151.36㎡です。明細は14ページから15ページをご覧ください。

続きまして、利用権転貸が13件ございます。

面積は畑13筆3,151.36㎡。計3,151.36㎡です。明細は16ページから17ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございます。

全員賛成でございますので、議案第76号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4. 議案第77号 苓北町農業協同組合の「農地利用集積円滑化事業規定」の変更について、上程致します。それでは事務局に説明を求めます。

事務局

はい、18ページをお開きください。日程第4. 議案第77号 苓北町農業協同組合の「農地利用集積円滑化事業規定」の変更について、苓北町農業協同組合が定めた農地利用集積円滑化事業規定について農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項の規定に基づき変更承認を求められたので附議する。平成30年8月7日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

なお、この規定につきましては、平成30年6月24日に開催されました、第53年度苓北町農業協同組合、通常総会で承認されております。

19ページをお開き下さい。変更理由書 都道府県農業会議が、農業委員会のサポート業務を行う指定法人に移行することから、移行後の「都道府県農業委員会ネットワーク機構」に文言の修正を行うための変更となります。

20ページをお開きください。新旧対照表の左側が、変更後（新）、右側が現行（旧）となっており、アンダーラインが引かれている部分に変更箇所がございます。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認することに致します。

続きまして、日程第5. 議案第78号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、21ページをお開きください。日程第5. 議案第78号 非農地判断について、非農地通知書交付申請書を別紙のとおり受け付けたので附議する。平成30年8月7日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

22ページをお開きください。今回、申請がありました、富岡地区の農地1筆につきまして、非農地調査を行っております。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

25ページをお開き下さい。調査につきましては、平成30年6月29日に岡村会長及び事務局職員で現地調査を行いました。位置図、字図につきましては23ページから24ページに図示しております。町道春の迫線沿いの左側で、春の迫公民館付近になります。調査の結果につきましては、25ページに記載をしております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

本件の現況調査につきましては、私の担当地区となっておりますので、私の方から、説明いたします。

岡村会長

平成30年6月29日、私と事務局の3名で現地確認をしてきました。以前は、水稻が耕作されていた農地でしたが、田の一部を町道に提供したため、残地である申請地が荒廃地となったそうです。現状からは、その土地を農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であるため、非農地として判断し、調査を終了しました。事務局からも説明がありましたように、現地は春の迫公民館の手前の地区でございます。1枚の田を道路が入ったため真ん中から畑を突切った状態になりまして、山手の方にはもう長年草や木が生い茂り、現状からは農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であるため、非農地として調査を終了したわけでございます。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

小野委員

隣接しているところもすでに雑種地になっているのですね。地図で見ると上が志岐の方になるのですね。元々は1枚の田だったんですね。道の右側は田が結構ありますが、左側はあまり耕作されていないですね。

議長

はい、そのとおりです。

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません) の声あり

無いようでございますので、調査対象の1筆につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の1筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 全国農業新聞の普及推進について
2. 平成30年7月豪雨災害義援金の募集について
3. 第1回農地利用最適化推進大会について
4. 農業者年金の加入推進について
5. 活動記録簿の提出について

次回、平成30年第9回総会は、平成30年9月5日(水)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議長

無いようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、平成30年第8回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時17分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
